

無害化処理認定施設の処理対象のPCB廃棄物の拡大について

○ 塗膜、感圧複写紙、汚泥等のPCB汚染物(PCB濃度 0.5%~10%)の処理体制の構築のため、無害化処理認定施設の処理対象を拡大する制度改正を行う。

廃棄物の種類	現状の処理体制	課題
高濃度 PCB	変圧器・コンデンサー等	各施設の立地自治体との約束の期限までに処理を完了する必要。
	照明器具安定器	・掘り起こし調査の進捗等により、 <u>処理対象物の量が増加中。</u> → <u>処理促進策を講じている</u>
	汚染物 (PCB濃度 0.5%超)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、<u>PCB含有塗膜の調査を進めており、今後、処理対象物の量が増加する可能性。</u> ・最近、<u>PCB含有感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例有。</u>
低濃度 PCB	汚染物、処理物 (PCB濃度 0.5%以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の<u>実証試験でPCB濃度0.5%程度までの試料を用いていたため、0.5%以下を処理対象に設定。</u> 850°C以上で焼却処理
	微量PCB汚染廃電気機器	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>焼却処理能力は年々向上</u> ・<u>処理量も加速度的に増加</u> ・<u>焼却処理の実績が蓄積</u>



高圧変圧器 高圧コンデンサー



蛍光灯安定器

濃度10%まで
1,100°C以上で
焼却実証試験

焼却により安全に処理できることを確認

可燃性の汚染物の処理対象をPCB濃度10%まで拡大



柱上変圧器



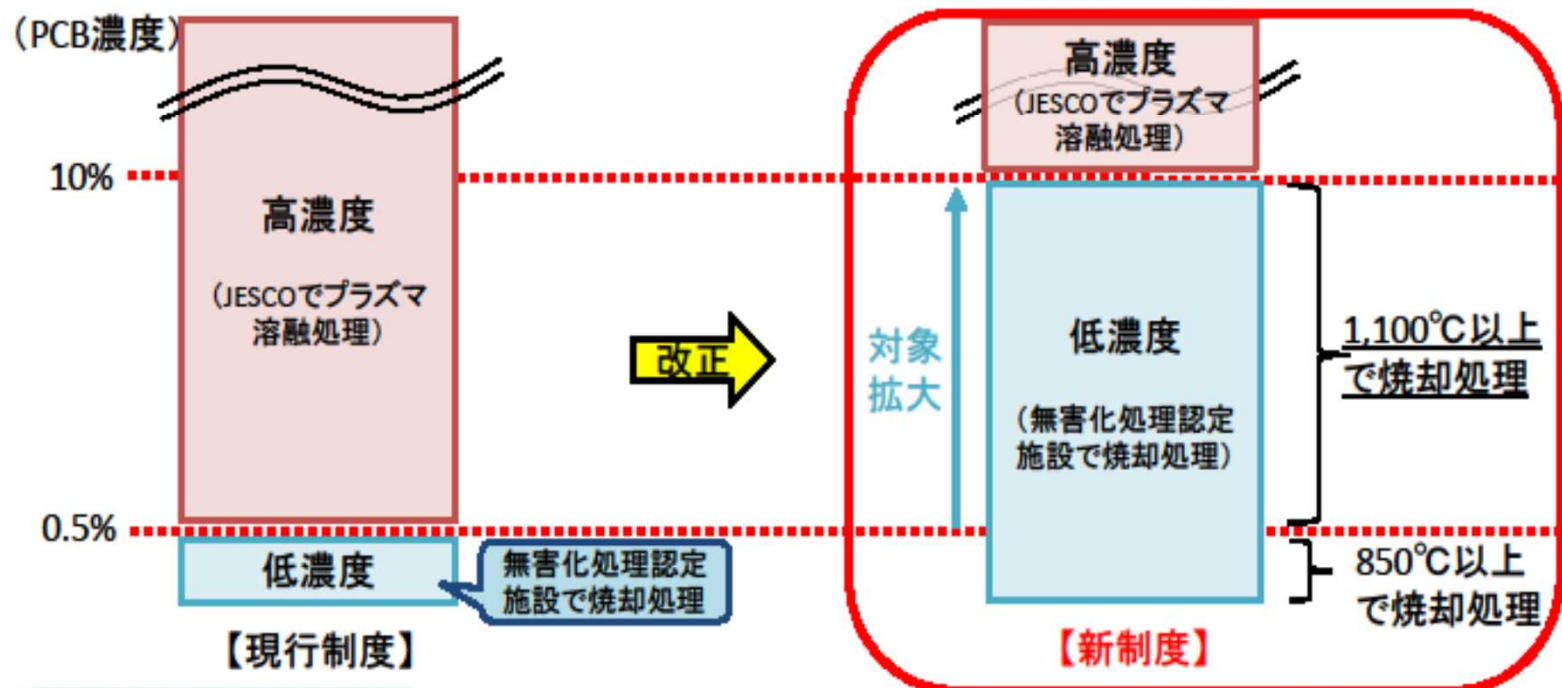
塗膜



感圧複写紙

制度改正の概要(環境大臣の無害化処理認定施設の処理対象のPCB廃棄物の拡大)

PCB汚染物(可燃物※)の濃度区分 ※不燃物は現行制度と変更無し。



改正する主な法令等

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(閣議決定)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(環境省令)
- その他関係法令(環境省令、告示)

想定スケジュール

- 令和元年10月31日～ パブリックコメント(30日間)、関係機関との協議
- 令和元年12月 基本計画の閣議決定、改正法令の公布・施行(無害化処理認定の申請手続開始)
- 令和2年度～ 認定後、無害化処理認定施設での処理開始